

静岡県人事委員会は、静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

### 静岡県人事委員会規則12-21

静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の退職管理に関する規則（静岡県人事委員会規則12-19）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p><b>第22条</b> 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第3条第2項の規定により県の一般職に属する非常勤職員として採用された場合</u></p> <p>(4) <u>法第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）第9条第1項の規定により県の臨時的に任用される職員として採用された場合</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p><b>第22条</b> 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第22条の2の規定により県の職員として採用された場合</u></p> <p>(4) <u>法第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号及び静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項第2号の規定により県の職員として採用された場合</u></p> <p>(5) <u>育児休業法第6条第1項第1号及び第18条第1項、配偶者同行休業条例第9条第1項第1号、静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年静岡県条例第3号）第2条第1項並びに静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）第2条の規定により県の職員として採用された場合</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。